

# 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル

## － 傷病野鳥の救護対応版－ 京都府 (令和8年4月改正)

傷病鳥獣の野生復帰や鳥獣保護思想の普及啓発のため、京都府では京都府獣医師会及び京都市獣医師会の協力を得て傷病鳥獣の救護事業に取り組んでいます。国内において野鳥から高病原性鳥インフルエンザ(以下「鳥インフルエンザ」)ウイルスが確認された場合の本府における傷病野鳥の救護事業の対応は、次のとおりとします。

なお、農作物等の被害が多いカラス、ドバト、キジバト、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ、カワウ及びヒナは、傷病野鳥の救護から対象外としています。

### 1 国内発生時の救護野鳥の取り扱いについて

獣医師会指定の動物病院(以下「救護施設」)には府民から多くの傷病野鳥等が持ち込まれ、治療や保護飼育が行われています。

国内において、鳥インフルエンザが野鳥から発生した場合、衰弱した野鳥の救護要請が増加することが予想されますが、その際、救護施設の飼育鳥などへのウイルス感染防止のため、鳥インフルエンザに感染した野鳥の救護施設への搬入を未然に防ぐための措置を行う必要があります。

そのため、表1の対応レベル2(国内発生時に限る。)又は対応レベル3(国内発生時に限る。)の場合は、表2の検査優先種1,2の傷病野鳥、もしくは、それ以外の種で死亡個体も含め3羽以上同一場所で発見された傷病野鳥(以下「リスク傷病野鳥」)の救護については、原則として行いません。

なお、リスク傷病野鳥以外の場合及び対応レベル2又は対応レベル3であっても近隣国発生時等の場合は、通常の救護対応をお願いします。

表1 発生状況に応じた対応レベル

発生状況	対象地	全 国	発生地周辺 (発生地から半径10km以内を基本)
通 常 時		対応レベル1	— ※ただし、死亡野鳥の簡易検査等で陽性が判明した際は「野鳥監視重点区域」に指定
国内単一箇所発生時		対応レベル2	野鳥監視重点区域に指定
国内複数箇所発生時		対応レベル3	
近隣国発生時等		対応レベル2又は3	必要に応じて 野鳥監視重点区域を指定

※「発生」とは糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルスの分離も含む

表2 検査優先種

検査優先種 1 (19種)		
<b>カモ目カモ科</b> ヒンクイ マガン シジュウカラガン* コクチョウ* コブハクチョウ コハクチョウ オオハクチョウ オシドリ ヒドリガモ キンクロハジロ	<b>カイツブリ目カイツブリ科</b> カイツブリ カンムリカイツブリ <b>ツル目ツル科</b> マナヅル ナベヅル <b>チドリ目カモメ科</b> ユリカモメ <b>タカ目タカ科</b> <u>オジロワシ</u> <u>オオタカ</u> ノスリ	<b>ハヤブサ目ハヤブサ科</b> <u>ハヤブサ</u>
検査優先種 2 (8種)		
<b>カモ目カモ科</b> マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ	<b>タカ目タカ科</b> <u>オオワシ</u> <u>クマタカ</u>	<b>フクロウ目フクロウ科</b> フクロウ

(注)・\*は府内では見られない野鳥(京都府自然環境目録2015未掲載種)

・一重下線は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の国内希少野生動物種  
・二重下線は府絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する条例の指定希少野生動物種

## (1) 対応リスク

環境省から京都府に対応レベルの通知があり次第、各獣医師会を通じて救護施設にお知らせします。対応レベル2(国内発生時に限る。)又は対応レベル3(国内発生時に限る。)の場合は、リスク傷病野鳥の救護対応は行いませんので、京都府広域振興局及び京都林務事務所(以下「広域振興局等」)への連絡をお願いします。

## (2) 傷病野鳥の回収

対応レベル2(国内発生時に限る。)又は対応レベル3(国内発生時に限る。)の場合で、広域振興局等が府民からリスク傷病野鳥に関する通報を受けたときは、原則として広域振興局等は、関係市町村と連携して傷病野鳥を回収します。

## (3) 傷病野鳥の簡易検査

- ア 回収したリスク傷病野鳥は、衰弱原因が鳥インフルエンザ以外の要因であることが明らかな場合などを除き、広域振興局等において簡易検査を実施します。
- イ リスク傷病野鳥以外であっても、救護施設の獣医師から簡易検査の指示があった場合は、広域振興局等において簡易検査を行うこととします。
- ウ リスク傷病野鳥であっても、衰弱の原因が鳥インフルエンザ以外の要因であることが明らかな場合は、救護施設の獣医師と協議の上、簡易検査は行わずに救護施設に搬入することとします。
- エ 野鳥監視重点区域(発生地から半径 10km 圏内)で回収された傷病野鳥は、衰弱原因が明らかに外傷によるものである場合を除き、原則として救護施設に搬入しないこととします。

## (4) 簡易検査実施後の措置

簡易検査の結果に関わらず、原則として救護施設には搬入しません。広域振興局等は検体を採取し、国指定の検査機関に遺伝子検査を依頼します。

なお、リスク傷病野鳥の取扱いについては、広域振興局等は農村振興課と協議して対応します。

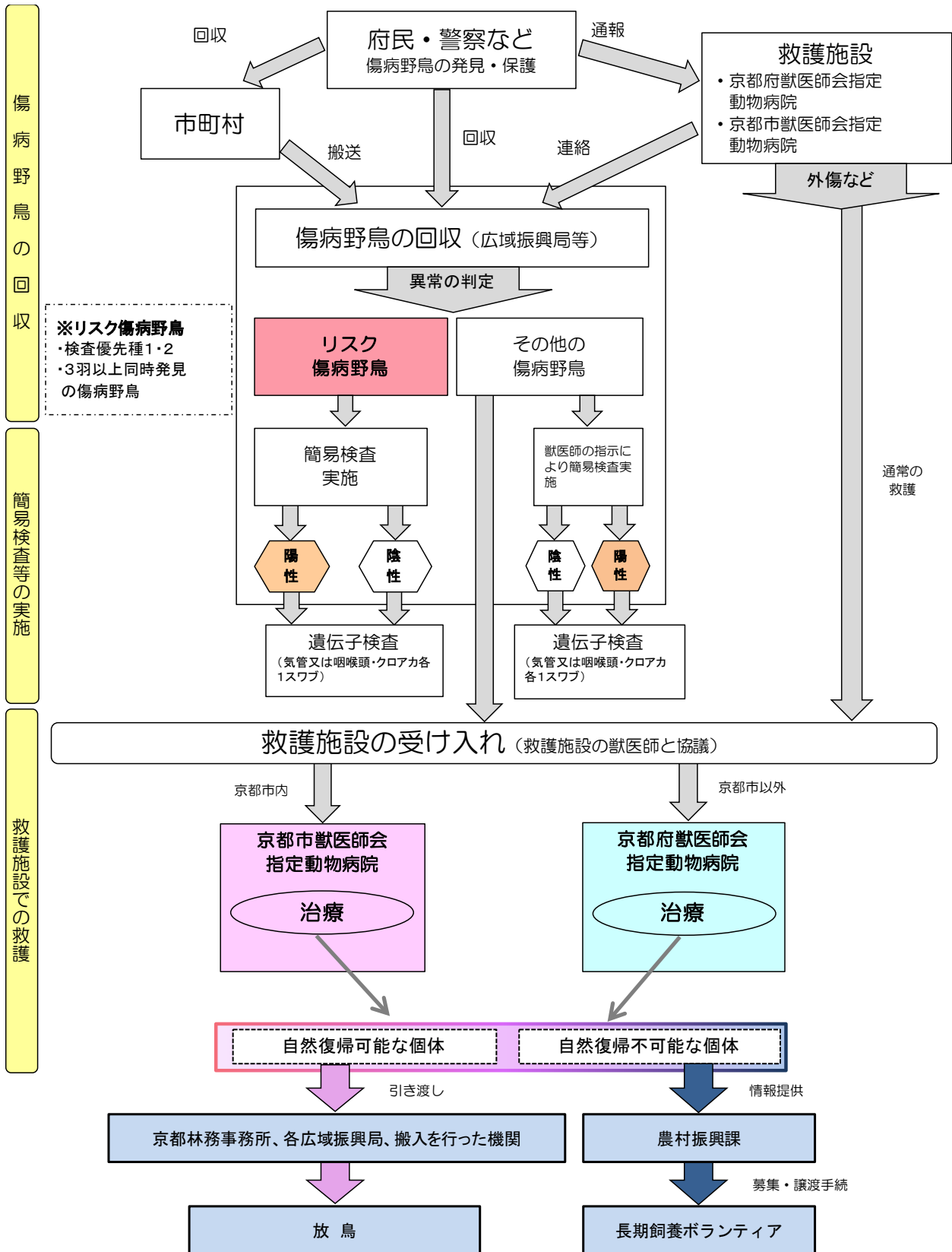


図 傷病野鳥の取り扱い（国内発生時における対応レベル2・3の場合）

## 2 早期警戒期間中の救護野鳥の取り扱いについて

鳥インフルエンザウイルスを早期に発見する観点で、毎年9月～10月を「早期警戒期間」として、死亡野鳥等調査を強化します。

救護野鳥に関しても、早期からの警戒を図ることとして、リスク傷病野鳥の救護については、原則として行いません。

## 3 関係機関連絡先

山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課	tel.0774-21-3212
南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課	tel.0771-22-0426
中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課	tel.0773-62-2593
丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課	tel.0772-62-4310
京都林務事務所林務課	tel.075-451-5724
農林水産部農村振興課野生鳥獣係	tel.075-414-5022
近畿地方環境事務所野生生物課	tel.06-4792-0706

#### 4 鳥インフルエンザに係る啓発資料(環境省)

(参照) [http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html#ABOUT](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html#ABOUT)

##### 野鳥との接し方について

○同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。

○死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。

○日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。

○野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

○不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

環境省  
Ministry of the Environment

### 死亡した野鳥を見つけたら

死亡した野鳥は素手で触らないで下さい。

野生の鳥は、体内や羽毛などに細菌や寄生虫などの病原体があることがあります。

同じ場所でたくさんの鳥が死亡していたら  
お近くの都道府県や市町村役場にご連絡下さい。

野鳥は様々な原因で死亡します

野生の鳥は、餌が採れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられず死んでしまうこともあります。野鳥が死んでいても、鳥インフルエンザを直ちに疑う必要はありません。

鳥インフルエンザウイルスの人への感染について

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との密接な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、過度に心配する必要はありません。

京都府農林水産部農村振興課野生鳥獣係

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪之内町

電話 075-414-5022 FAX 075-414-5039

<http://www.pref.kyoto.jp/choujyu/wildanimal.html>